

事 務 連 絡

令和3年1月8日

介護保険サービス事業者等 代表者 様

鹿児島市 長寿あんしん課長

国の緊急事態宣言及び本県の感染状況を受けた県民の皆様へのお願い（知事メッセージ）
について（通知）

各施設等におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策について、日頃より各種通知等に
基づき対応いただいているところです。

さて、標記の件につきまして令和3年1月8日付で鹿児島県から通知がありましたのでお知らせ
いたします。詳細につきましては、別添通知をご確認いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ】

鹿児島市 長寿あんしん課 長寿施設係

電話：099-216-1147

Eメール：choujuanshin-shi@city.kagoshima.lg.jp

各関係施設等の長 様

鹿児島県くらし保健福祉部
高齢者生き生き推進課長
介護保険室長
鹿児島県土木部
建築課住宅政策室長

国の緊急事態宣言及び本県の感染状況を受けた県民の皆様へのお願い
(知事メッセージ) について (通知)

本県の高齢者福祉行政の推進につきまして、日頃より御理解、御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、昨日、国の1都3県に対する緊急事態宣言の発令や本県の感染状況を踏まえ、県では別添のとおり知事メッセージをお伝えしたところです。

本県では直近1週間で感染が拡大しており、感染拡大の警戒基準はステージⅡを維持しているものの、ステージⅢに近づいていることを警戒しなければならない状況にあります。

このような状況を踏まえ、緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来を自粛（不要不急でない往来の場合も慎重に判断）するとともに、感染拡大地域（※）との往来も慎重に判断していただき、また、会食時や家庭内等での基本的な感染防止対策等を行うよう職員等へ周知をお願いします。

併せて、令和2年12月11日・同月25日付けで周知している通知やこれまで送付している通知等を再確認していただき、改めて貴施設等における感染防止対策を徹底するようお願いいたします。

なお、通所介護、老人短期入所事業所等を併設されている施設等におかれましては、各事業所への周知についても併せてお願いします。

※ 感染拡大地域とは、国の分科会が示している指標のうち、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が、ステージⅢ（15人以上）又はステージⅣ（25人以上）の都道府県をいいます。最新の感染拡大地域については以下のURLから確認できます。

鹿児島県ホームページ「緊急事態宣言対象区域と感染拡大地域の往来に御留意ください」
<https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/kansenkakudaichiiki.html>

<参考>

「新型コロナウイルス感染防止対策等の再徹底について」

(令和2年12月11日付け・令和2年12月25日付け高齢者生き生き推進課ほか連名通知)

(問合せ先)

鹿児島県くらし保健福祉部
高齢者生き生き推進課施設整備係（担当 池田）
電話：099-286-2703
介護保険室事業者指導係（担当 中間）
電話：099-286-2687
鹿児島県土木部建築課住宅政策室
住宅企画係（担当 上之園）
電話：099-286-3740

鹿児島県知事メッセージ

国の緊急事態宣言及び本県の感染状況を受けた
県民の皆さまへのお願い令和3年1月7日
(健康増進課)

本日の対策本部会議におきまして、本県の感染状況や警戒基準におけるステージの状況を確認するとともに、緊急事態宣言に伴う1都3県への移動の方針や今後の感染防止対策等について協議しました。

■ 緊急事態宣言

本日、国において、1都3県を対象区域として緊急事態宣言が発令され、1都3県は、不要不急の外出・移動の自粛について協力の要請を行うものとし、特に、20時以降の不要不急の外出自粛について、住民に徹底することとされております。

■ 本県の感染状況

本県の感染状況については、年末年始にかけて、医療機関や児童施設における相次ぐクラスタの発生に加え、県外との往来や来県者との接触による感染、家族間における感染の広がりなどにより、直近1週間で141人の感染者が確認され感染が拡大しております。

感染拡大の警戒基準に基づく感染状況は、ステージⅡを維持しているものの、ステージⅢに近づいていることを警戒しなければならない状況にあります。

■ 県外との往来・来県

昨日の九州地方知事会議において、各県の感染状況を共有し、九州・山口全体として、感染拡大防止のため、危機感をもって対応していくこととしたところであります。

感染拡大に歯止めをかけるため、宣言の対象となる都県への往来については自粛を含め慎重に判断することで、九州・山口各県が一致して取り組むことを確認したところであります。

このような状況を踏まえ、県民の皆様におかれましては、緊急事態宣言の発令期間中は、同宣言の対象となる都県については、不要不急の往来を自粛していただくとともに、不要不急でない場合も慎重に判断していただくようお願いいたします。

また、1都3県以外の感染拡大地域との往来についても慎重に判断し、移動する場合は、感染リスクの高い場所や場面を避けていただくようお願いいたします。

同宣言の対象となる都県を含む感染拡大地域からの来県については、対象地域の自治体の要請に従って対応していただくようお願いいたします。

来県を考慮される方におかれては、発熱症状など体調不良の場合は、来県を控えていただくようお願いいたします。

来県される際は、体調管理をしっかりした上で、手洗いやマスクの着用、人と人との距離の確保など、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、発熱症状など体調不良の場合は、診察・検査を受けてくださるようお願いいたします。

■ 会食

新年会を含む会食につきましても、県の「感染防止対策実施宣言ステッカー」を取得しているなど、感染防止対策を徹底している店舗を選ぶ、少人数、短時間で開催する、大声で話をしない、食べる時以外はマスクを着用する、体調の悪い人は参加しないなど、感染リスクを下げるようお願いいたします。

■ 家庭内での感染防止対策

家庭内でも、手洗いや換気など感染防止対策を徹底してください。特に、高齢者や妊婦、基礎疾患のある方、同居の家族、同宣言の対象となる都県を含む感染拡大地域への往来など、感染リスクの高い状況が生じた家庭においては、マスクを着用するなど、さらに対策を徹底し、発熱などの症状がある場合には、早めに診察・検査を受けてくださるようお願いいたします。

■ 事業者の感染防止対策

事業者の方は業種別のガイドラインの遵守等，感染防止対策を徹底していただくとともに，在宅勤務，時差出勤など，人との接触を低減する取組を行ってくださるようお願いいたします。

また，従業員の方は，発熱などの症状がある場合は勤務をせず，しっかりと診察・検査を受けてくださるようお願いいたします。

■ 最後に

県民の皆様におかれては，いつ，どこで自分が感染するかもしれない，あるいは無症状のまま，周りの人にうつすことがあるかもしれない，という状況にあることをしっかりと自覚していただき，うつされない，うつさない，そのための基本的な感染防止対策を行っていただく必要があります。

また，発熱などの症状がある場合には，早めに診察・検査を受けてくださるようお願いいたします。

最後に，厳しい状況，環境の中で，人命を守るため，現場の最前線で献身的な努力をいただいている医師・看護師をはじめ医療関係者の皆様など，感染症対応に御協力をいただいている全ての方々に対しまして，心から感謝申し上げます。

併せて，感染者やその家族，治療にあたっている医療機関とその関係者等に対する不当な差別や偏見，いじめ等がないよう，正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いいたします。

県民一丸となって，危機感をもって行動し，感染防止対策に御協力くださいますようお願いいたします。

参 考

健 増 第 1 0 3 9 号
高 生 第 3 0 7 号
建 第 1 0 - 2 7 3 号
令 和 2 年 1 2 月 1 1 日

各関係施設等の長 様

鹿児島県くらし保健福祉部
健 康 増 進 課 長
高 齢 者 生 き 生 き 推 進 課 長
介 護 保 険 室 長
鹿児島県土木部
建 築 課 住 宅 政 策 室 長

新型コロナウイルス感染防止対策等の再徹底について（通知）

本県の高齢者福祉行政の推進につきまして、日頃より御理解、御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

各施設等におかれましては、新型コロナウイルス感染防止対策について、国や県の各種通知等に基づき適切な対応をいただいております。重ねて感謝申し上げます。

さて、12月に入ってから、徳之島、出水市、鹿児島市においてクラスター発生が確認され、一日の県内での最多感染者数を更新するなど、県内でも感染が拡大している状況にあります。加えて、インフルエンザの感染の時期を迎えつつある中で、より慎重な感染防止対策が必要となります。

このような中、本日開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、警戒基準によるステージについては引き続きステージⅡの段階にあるとされましたが、今後の状況変化によっては、ステージを引き上げることもあり得るとされたところです。

特に、高齢者施設等での集団感染の発生は、感染者の重症化という重大な結果をもたらすだけでなく、医療病床の逼迫につながりかねないことから、危機感を持って対応する必要があります。皆様におかれましては、これまでの通知を再確認していただき、改めて貴施設等における感染防止対策を徹底するようお願いいたします。

また、発熱等の症状を呈している方々に対する検査・対応等については下記のとおりですので、改めて周知します。

なお、通所介護、老人短期入所事業所等を併設されている施設等におかれましては、各事業所への周知についても併せてお願いします。

記

1 高齢者施設等での検査の徹底について

- (1) 高齢者施設等で感染が発生した場合は、これまでも当該施設等の職員・利用者等全員に対してPCR検査（行政検査）を実施している。
- (2) 「高齢者施設等への重点的な検査の徹底について」（令和2年11月19日付け厚生労働省事務連絡）の別紙1（1）①において、高齢者施設等の入所者又は介護従事者等で発熱

等の症状を呈する者については必ず検査を実施することとなっている。また、当該検査の結果、陽性が判明した場合には、当該施設の入所者及び従事者の全員に対して原則として検査を実施することとなっている。

(3) 高齢者施設等において必要性があるものと判断し、自費で検査を実施した場合については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金によって費用の補助の対象となる。

2 発熱等の症状を呈する方への対応について

(1) 発熱などの症状があるにもかかわらず、出勤してクラスターの発生につながった事例があったとの報告もあることから、職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状がある場合は出勤を行わないことを徹底すること。また、施設の管理者等においては、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに努めること。

(2) 入居者や職員で発熱等の症状を呈している方については、まずは身近な医療機関・協力医療機関、受診・相談センターに電話で相談すること。

[参考] 新型コロナウイルスに関する検査の種別について

行政検査：医療機関又は保健所が必要と判断した場合に、検査料の自己負担なしで実施（※受診料については自己負担が生じる場合あり。）

保険診療による検査：医師が必要と判断した場合に、検査料の自己負担なしで実施。（※受診料については自己負担あり。）

自費検査：上記の対象外の方について、全額自己負担により実施（ただし、施設等が必要と判断して実施した場合には、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による費用補助（原則として全額）の対象となる。）

（問合せ先）

鹿児島県くらし保健福祉部

健康増進課感染症保健係（担当 鶴園）※検査に関すること

電話：099-286-2724

高齢者生き生き推進課施設整備係（担当 池田）

電話：099-286-2703

介護保険室事業者指導係（担当 中間）

電話：099-286-2687

鹿児島県土木部建築課住宅政策室

住宅企画係（担当 上之園）

電話：099-286-3740

各関係施設等の長 様

鹿児島県くらし保健福祉部
健康増進課長
高齢者生き生き推進課長
介護保険室長
鹿児島県土木部
建築課住宅政策室長

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染防止対策等の
再徹底について（通知）

本県の高齢者福祉行政の推進につきまして、日頃より御理解、御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

各施設等におかれましては、新型コロナウイルス感染防止対策について、国や県の各種通知等に基づき適切な対応をいただいております、重ねて感謝申し上げます。

さて、最近の感染状況については、12月に入り、徳之島の会食の場等や出水市の学校、鹿児島市の接待を伴う飲食店、鹿屋市の大学サークル活動でクラスターが発生し、一日の県内での最多感染者数を更新するなど、一時、感染が拡大いたしました。

また、感染経路不明の感染者が増えており、新型コロナウイルスの感染が身近なことになってきて、いつ、どこで自分が感染するかもしれない、あるいは無症状のまま、周りの人うつすことがあるかもしれない、という状況にあることを県民の方々、それぞれに自覚していただき、うつされない、うつさない、そのための基本的な感染防止対策を行っていただく必要があります。

このような状況で、医療機関における負担感は、強くなってきていますが、感染者には軽症や無症状者が多く、医療提供体制が逼迫している状況に至っていないことなどから、県としては、警戒基準によるステージについては、ステージⅡの段階にあると判断しているところです。ただし、今後の状況変化によっては、ステージを引き上げることもあり得ることから、引き続き、緊張感を持って注視してまいります。

県では、昨日、「年末年始における新型コロナウイルス感染防止対策の県民の皆さまへのお願い」（別添資料）として、知事メッセージをお伝えしたところです。

皆様におかれましては、下記の事項等に留意してくださるとともに、これまでの通知を再確認していただき、改めて貴施設等における感染防止対策を徹底するようお願いいたします。

なお、通所介護、老人短期入所事業所等を併設されている施設等におかれましては、各事業所への周知についても併せてお願いいたします。

記

1 職員における感染防止対策と体調管理の徹底

職員には、改めて、三密を避ける、マスクを着用する、しっかり手洗いをする、人と人との距離を確保する、発熱症状など体調不良の場合は休んで、かかりつけ医や受診相

談センターに電話で相談の上、診察・検査を受けるなど、基本的な感染防止対策を徹底すること。

また、発熱などの症状があるにもかかわらず、出勤してクラスターの発生につながった事例の報告もあることから、職員は各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状がある場合は出勤を行わないことを徹底すること。

2 積極的な検査について

利用者や職員に発熱症状などがある場合には迅速に検査を行い、一例でも陽性者が発見された場合には施設内の検査を徹底すること。

※ 「新型コロナウイルス感染防止対策等の再徹底について」（令和2年12月11日付け通知）の1も併せて御確認下さい。

（問合せ先）

鹿児島県くらし保健福祉部

健康増進課感染症保健係（担当 鶴菌）※検査に関すること

電話：099-286-2724

高齢者生き生き推進課施設整備係（担当 池田）

電話：099-286-2703

介護保険室事業者指導係（担当 中間）

電話：099-286-2687

鹿児島県土木部建築課住宅政策室

住宅企画係（担当 上之園）

電話：099-286-3740

鹿児島県知事メッセージの要旨

令和2年12月24日

年末年始における新型コロナウイルス
感染防止対策の県民の皆さまへのお願い

■ 本県の感染状況

本県の感染状況については、12月に入り、クラスターが発生し、一日の県内での最多感染者数を更新するなど、一時、感染が拡大いたしました。

医療機関における負担感は、強くなっておりませんが、医療提供体制が逼迫している状況に至っていないことなどから、警戒基準はステージⅡの段階にあると判断しております。

現時点では、県境を越えた移動の自粛など、県民の皆様のご行動を制限する段階にはないと考えております。

■ 年末年始の帰省・旅行

感染拡大地域からの帰省については、体調管理をしっかりと行った上で来県し、感染拡大地域に行かれる方は、今一度、必要性についてしっかりとお考えください。

感染拡大地域から来県される方も感染拡大地域に行かれる方も、移動の際には十分注意して、基本的な感染予防を必ず守って、体調不良の場合は、移動を控えていただくようお願いいたします。

■ G・O・T・イート、忘年会、新年会など会食時の注意

G・O・T・イートにつきまして、年末年始における食事券の発行・販売の一時停止や、食事券・ポイントの利用自粛の呼びかけは、現時点では行わないこととしております。

忘年会・新年会を含む会食については、なるべく普段から一緒にいる人と少人数、短時間で開催していた

だき、「食べるとき以外はマスクを着用する」など、感染リスクを下げるようお願いいたします。

■ 初詣、年末年始のイベント

初詣につきましては、混雑する時期や境内での三密などをできるだけ避けるようお願いいたします。

年末年始のイベントについて、人と人との距離を十分に確保するとともに、感染防止対策を徹底していただくようお願いいたします。

■ 年末年始の勤務

仕事をされる方については、発熱などの症状がある場合は勤務をせず、きちんと診察・検査を受けてくださいますようお願いいたします。

■ 最後に

県民の皆様におかれては、いつ、どこで自分が感染するかもしれない、あるいは無症状のまま、周りの人にうつすことがあるかもしれない、という状況にあることをしっかりと自覚していただき、うつされない、うつさない、そのための基本的な感染防止対策を行っていただく必要があります。

感染者やその家族、治療にあたっている医療機関とその関係者等に対する不当な差別や偏見、いじめ等がないよう、正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いいたします。

県民一丸となって、危機感をもって行動し、「静かな年末年始」に御協力くださいますようお願いいたします。